

特定資産運用収入及び特定資産取崩収入の予算と決算の乖離について

1. 特定資産運用収入の予算と決算の乖離について(約3.9百万円)

特定資産運用収入については、予算策定時と決算時における計上方法の違いにより、平成16年度決算額が予算額を約3.9百万円超過した。

特定資産運用に係る収入については、

当該年度中に資金管理法の口座に実際に入金される保有債券の利息

当該年度中において債券の保有日数に応じて発生する保有債券の利息であって当該年度中に入金されないもの、

があるが、予算策定時は のみを収支予算書に計上し、 については正味財産増減計算書において資産増加額として計上することとしていた。

しかしながら、(1)利率の算出に際しては、公平性の観点から を含めて当該年度の運用収入と認識することとしていること、(2)平成16年度において実際に入金された保有債券の利息(上記)はなく、予算策定時の計上方法によると実態がわかりにくくなることから、収支計算書の決算にあたっては、上記 、 の合計額を運用収入として計上することとした。

予算策定時に想定していた による収入(約1.4百万円)は発生しなかったが、 による収入(約5.3百万円)を運用収入として計上したため、全体として、約3.9百万円の予算超過となった。

2. 特定資産取崩収入の予算と決算の乖離について(約454.7百万円)

平成16年度決算における特定資産取崩収入が予算を約454.7百万円超過した要因は次の のとおり。

債券を取得する際に支払う経過利息分の計上に伴う取崩収入の増加(+84.7百万円)

利付債券を取得する場合、債券の買い手は前回利払日の翌日から受渡日までの日数(経過日数)について日割計算された利息相当分を債券の売り手に支払う(これを経過利息という。)。予算策定時には、この経過利息の支払いを考慮に入れていな

かったが、この支払いを行うためには、特定資産を取り崩して支払いの原資を得る必要がある。

平成16年度において債券を取得する際に支払った経過利息は約84.7百万円であり、これに伴い取崩収入も同額増加した。

なお、次回の利払い日には、経過利息として支払った額を含む利息の入金を受けることとなる。

預託金払渡支出の増加に伴う取崩収入の増加 (+370百万円)

預託金の払渡しにあたっては、資産運用のための組み入れられた特定資産を取り崩すことになっている。平成16年度決算における預託金払渡支出は、予算額を約370百万円超過しており、これに伴い取崩収入も同額増加した。(資料3-4の【支出の部】参照)

以上